

横浜市内大学間の単位互換に関する神奈川大学取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学学則第13条並びに横浜市内大学間学術・教育交流協議会規程第2条第1号に基づき、横浜市内大学間の単位互換について必要な事項を定める。

(単位互換の実施学部)

第2条 この規程で単位互換を実施する学部・学科(以下「各学部」という。)は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(提供科目の決定)

第3条 各学部は、他の大学の学生が履修することができる授業科目(以下「提供科目」という。)を、教授会の審議を経て、所定の時期(前年度の11月下旬)までに決定する。

2 共通教養系科目、外国語科目、資格教育課程科目を提供科目とする場合は、該当協議会・委員会等において前項に準じて決定する。

(学生の受入れ)

第4条 他の大学の学生が前条の提供科目の履修を出願してきたときは、各学部教授会において選考のうえ、所定の時期までに受入れの決定を行う。ただし、教授会は学修進路支援委員会にその権限を委任することができる。この場合には、教務部長は、選考の結果をすみやかに教授会に報告して承認を得なければならない。

2 前項の決定にあたっては、原則として、当該学生の所属学部、学年次及び履修人数等について制限を設けないものとする。

(科目履修、試験、並びに成績評価)

第5条 前条により受入れた学生の科目履修、試験並びに成績評価については、本学の学則の定めるところにより実施する。

(学生の派遣)

第6条 本学の学生が他大学の提供科目の履修を出願してきたときは、第4条第1項の規定を準用して派遣の決定を行う。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる年次の学生については、当該各号に定める要件を満たすものに限り出願を認めるものとする。

(1) 1年次生 後期の科目に限る。

(2) 2年次生 2年次開始時において30単位以上を修得していること。

(3) 3年次生 3年次開始時において60単位以上を修得していること。

3 出願者が多数となる提供科目においては、派遣者を選抜するものとする。

(科目履修登録)

第7条 前条第1項において、科目履修登録ができる単位数は、別表第1及び別表第2に定めるところとする。

(単位の認定)

第8条 前2条により修得した単位は、別表第1及び別表第2に定める各学部の配当群において所定の単位を認定する。

2 前項の単位は、各学部の定めるところにより卒業要件単位に算入することができる。

3 この規程で修得した単位の成績評価は、一律に「認定」とする。ただし、修得できなかった場合は「不可」とする。

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成13年度在籍者から適用する。

：

(略)

：

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第7条、第8条関係）

2013年度以前入学者

学部・学科	単位互換科目の履修可能単位数(1)		認定科目群	単位互換科目の卒業要件への算入可能単位数(2)
	年間	通算		
法学部 法律学科	8	32	自由選択科目	18
法学部 自治行政学科	8	32	自由選択科目	18
経済学部 経済学科	8	32	自由選択科目	12
経済学部 現代ビジネス学科	8	32	自由選択科目	10
経営学部 国際経営学科	8	32	選択科目	12
外国語科目 英語英文学科	8	32	関連科目	18
外国語学部 スペイン語学科	8	32	関連科目	28
外国語学部 中国語学科 (スタンダードコース) (2010年度以前入学者)	8	32	関連科目	30
外国語学部 中国語学科 (インテンシブコース) (2010年度以前入学者)	8	32	関連科目	22
外国語学部 中国語学科 (2011年度以降入学者)	8	32	関連科目	24
外国語学部 国際文化交流学科	8	32	関連科目	16
人間科学部 人間科学科	8	32	関連科目	20
理学部 数理・物理学科	6	24	関連科目	6
理学部 情報科学科	6	24	関連科目	6
理学部 化学科	6	24	関連科目	6
理学部 生物科学科	6	24	関連科目	6
理学部 総合理学プログラム	6	24	関連科目	6
工学部 機械工学科	8	32	関連科目	6
工学部 電気電子情報工学科	8	32	関連科目	8
工学部 物質生命化学科	8	32	関連科目	2
工学部 情報システム創成学科	8	32	関連科目	4
工学部 経営工学科	8	32	関連科目	4
工学部 建築学科	8	32	関連科目	8
工学部 総合工学プログラム	8	32	関連科目	8

<注>

(1) 単位互換科目の履修可能単位数

1年間又は4年間通算して履修登録できる単位互換科目の上限単位数を示す。2012年度以前の入学者に限り、単位互換科目は、各学部・学科が定める年間履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。

(2) 単位互換科目の卒業要件への算入可能単位数

4年間通算して卒業要件に算入できる単位互換科目の上限単位数を示す。ただし、各学部・学科の認定群において認定される単位は、その他の科目の修得単位と合わせ、認定群で定める卒業要件単位数を限度とする。また、(1)の通算履修可能単位数の範囲で修得しても、(2)の限度を超えて卒業要件単位に算入することはできない。

別表第2（第2条、第7条、第8条関係）

2014年度以降入学者

学部・学科	単位互換科目の履修可能単位数(1)		認定科目群	単位互換科目の卒業要件への算入可能単位数(2)
	年間	通算		
法学部 法律学科	8	3 2	自由選択科目	1 4
法学部 自治行政学科	8	3 2	自由選択科目	1 4
経済学部 経済学科	8	3 2	自由選択科目	1 0
経済学部 現代ビジネス学科	8	3 2	自由選択科目	1 0
経営学部 国際経営学科	8	3 2	学外認定科目	1 2
外国語学部 英語英文学科	8	3 2	関連科目	1 8
外国語学部 スペイン語学科	8	3 2	関連科目	2 0
外国語学部 中国語学科	8	3 2	関連科目	2 4
外国語学部 国際文化交流学科	8	3 2	関連科目	1 6
国際日本学部 国際文化交流学科	8	3 2	関連科目	1 6
国際日本学部 日本文化学科	8	3 2	関連科目	1 6
国際日本学部 歴史民俗学科	8	3 2	関連科目	1 6
人間科学部 人間科学科 (2014年度入学者)	8	3 2	関連科目	2 0
人間科学部 人間科学科 (2015年度以降入学者)	8	3 2	関連科目	1 6
理学部 数理・物理学科	6	2 4	関連科目	6
理学部 情報科学科	6	2 4	関連科目	6
理学部 化学科	6	2 4	関連科目	6
理学部 生物科学科	6	2 4	関連科目	6
理学部 総合理学プログラム	6	2 4	関連科目	6
理学部 理学科	6	2 4	関連科目	6
工学部 機械工学科	8	3 2	関連科目	6
工学部 電気電子情報工学科	8	3 2	関連科目	8
工学部 物質生命化学科	8	3 2	関連科目	2
工学部 情報システム創成学科	8	3 2	関連科目	4
工学部 経営工学科 (2014年度～2022年度入学者)	8	3 2	関連科目	1
工学部 経営工学科 (2023年度以降入学者)	8	3 2	関連科目	8
工学部 建築学科	8	3 2	関連科目	8
工学部 総合工学プログラム	8	3 2	関連科目	8
工学部 応用物理学科	8	3 2	関連科目	8
建築学部 建築学科	8	3 2	関連科目	8
化学生命学部 応用化学科	8	3 2	関連科目	2
化学生命学部 生命機能学科	8	3 2	関連科目	2
情報学部 計算機科学科	6	2 4	選択科目	6
情報学部 システム数理学科	6	2 4	選択科目 (B～E群)	4
情報学部 先端情報領域プログラム	6	2 4	関連科目	6

<注>

(1) 単位互換科目の履修可能単位数

1年間又は4年間通算して履修登録できる単位互換科目の上限単位数を示す。

(2) 単位互換科目の卒業要件への算入可能単位数

4年間通算して卒業要件に算入できる単位互換科目の上限単位数を示す。ただし、各学部・学科の認定群において認定される単位は、その他の科目の修得単位と合わせ、認定群で定める卒業要件単位数を限度とする。また、(1)の通算履修可能単位数の範囲で修得しても、(2)の限度を超えて卒業要件単位に算入することはできない。